

○ 財務省告示第147号

国債の発行等に関する省令（昭和57年大蔵省令第30号）第5条第11項の規定に基づき、令和元年10月11日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和元年11月8日

財務大臣 麻生 太郎

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1 名称及び記号        | 利付国庫債券（30年）（第64回）   |
| 2 発行の根拠法律及びその条項 | 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第47条第1項  |
| 3 振替法の適用等       | 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。  |
| 4 発行方法          | 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各國債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各國債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第II非価格競争入札発行」という。） |
| 5 募入決定の方法       |   |
| (1) 価格競争入札発行    | 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。  |

(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

## 6 発行額

- (1) 価格競争入札発行 額面金額で 578,600,000,000 円  
(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 額面金額で 120,400,000,000 円  
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 額面金額で 96,100,000,000 円

## 7 払込金額

- (1) 価格競争入札発行 581,248,250,000 円  
(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 120,953,840,000 円  
(3) 国債市場特別参加者・ 第Ⅱ非価格競争入札発行 96,542,060,000 円

第Ⅱ 非価格  
競争入札発  
行

8 最低額面金額	50,000 円
9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載 又は記録は、最低額面金額の整数倍の 金額によるものとする。
10 発行日	令和元年 10 月 11 日
11 発行価格	
(1) 価格競争入 札発行	額面金額 100 円につき 100 円 40 銭以 上のそれぞれの応募価格
(2) 国債市場特 別参加者・ 第Ⅰ非価格 競争入札発 行及び国債 市場特別参 加者・第Ⅱ 非価格競争 入札発行	額面金額 100 円につき 100 円 46 銭
12 利率	年 0.4%
13 経過利子の払込 み	募入決定の通知を受けた者は、払込金 額に加え、次の算式により算出した金 額を第 20 号に規定する期日に払い込 むものとする。 $\text{額面金額の総額} \times \frac{0.4}{100} \times \frac{21}{365}$
14 初期利子	令和 2 年 3 月 20 日を支払期とし、次の 算式により算出した金額を支払う。た だし、支払期が銀行休業日に当たる ときは、その翌営業日に支払う（以下、次

号及び第 16 号において規定する期日について同じ。)。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

15 第 2 期以後の利子	毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日を支払期とし、各支払期において、その日以前 6 月間に属する利子を支払う。
16 償還期限	令和 31 年 9 月 20 日
17 償還金額	額面金額 100 円につき 100 円
18 元利金支払場所	日本銀行
19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20 払込期日	令和元年 10 月 11 日